

測位衛星システム利用検討会の設置について（案）

平成 22 年 10 月 日

1. 設置の趣旨

測位衛星システムは、国土交通分野においては、移動体での位置把握、測量等での利用を通じて、豊かな国民生活の質の向上や公共の安全の確保に貢献してきたところである。

平成 22 年 9 月 11 日には、準天頂衛星（初号機）が打ち上げられたところであり、打ち上げ後、官民により準天頂衛星を活用した測位衛星システムの技術実証・利用実証を行うこととなっている。

さらに、先般、政府において「当面の宇宙政策の推進について」（平成 22 年 8 月 27 日宇宙開発戦略本部）が決定されたところであり、国土交通省においても、宇宙開発戦略本部と連携を図りつつ、準天頂衛星を含む測位衛星システムの今後の利用のあり方について検討を行うため、「測位衛星システム利用検討会」を設置する。

2. 検討の体制

検討会の構成員は、次のとおりとする。

（座長） 津川大臣政務官
大臣官房技術総括審議官
大臣官房技術審議官
大臣官房技術参事官
総合政策局長
河川局長
道路局長
鉄道局長
自動車交通局長
海事局長
港湾局長
航空局長
政策統括官（国土・国会等移転担当）
国土地理院長
観光庁次長
気象庁次長
海上保安庁次長

（事務局） 総合政策局技術安全課、大臣官房技術調査課

3. 検討会の運営について

(1) 議事について

検討会は、原則として、非公開とする。

(2) 議事要旨

原則として、検討会終了後、速やかに公開する。

(3) 配付資料について

原則として、検討会終了後、速やかに公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときに限り、資料の全部又は一部を公開しないものとすることができる。

(4) その他

その他の検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

4. 幹事会の設置について

検討会の下に、関係各局等の課長クラスを構成員とする幹事会を設置する。